

勤務医、看護職員の負担軽減に対する体制に関わる推進について

当院は良質な医療を継続的に提供する為に、医療法等の医療関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、関係職種間で適切に役割分担を図り、勤務医、看護職員の負担軽減に資する計画を策定し推進しております。

1 勤務医(常勤)の負担軽減の具体的計画

医師・看護師等の業務分担

- 1) 初診時の予診の実施
- 2) 投薬の投与量の調節
- 3) 静脈採血、静脈注射の実施
- 4) 救急医療等における診療の優先順位の決定
- 5) 入院中の療養生活に関する説明と対応
- 6) 患者・家族への説明
- 7) 採血・検査についての説明
- 8) 薬剤の管理、服薬指導
- 9) 医療機器の管理

医師に対する医療事務作業補助

- 1) 診断書、診療録及び処方せんの作成
- 2) 主治医意見書の作成
- 3) 診察や検査の予約

地域のほかの医療機関との連携体制

外来縮小の取組

- | | |
|-------------------|---------|
| ア 初診における選定療養の額 | 7,700 円 |
| イ 診療情報提供料等を算定する割合 | 2.3 割 |

保育体制について

2 勤務医(常勤)の勤務労働時間の把握及び短縮について

- 勤務時間(週平均 45 時間(うち、時間外 5 時間))
- 連続当直を行わない勤務シフト(平均月当たり当直回数 2 回)
- 育児・介護休業に伴う短時間正規雇用医師の活用

3 看護職員(常勤)の負担軽減の具体的計画

- 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- 看護職員と多職種との業務分担
 - 1) リハビリテーション職員による患者送迎
 - 2) 検査技師による中央処置室での採血業務
 - 3) 薬剤師による入院時持参薬の確認、化学療法のミキシング
 - 4) 医師事務作業補助者による医師事務代行業務の移行
- 看護補助者の配置
- 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
 - 1) 院内での病児保育体制の整備
 - 2) 育児短時間勤務体制の導入
 - 3) 介護休暇導入
 - 4) 育児サポートの補助
- 夜勤負担の軽減
 - 1) 夜勤のシフト間隔の確保
 - 2) 月の夜勤回数上限の設定
 - 3) 夜勤後の休日確保

4 医師業務・看護業務軽減対策委員会の開催

- 多職種による役割分担の推進

関係部署、各職種においては医師業務、看護業務の負担軽減に対する体制の推進について、周知、協力願います。

令和7年4月1日
公立藤田総合病院 病院長